

多度大社例祭神事齋行における細則（抄）

平成23年2月26日 策定

今般、多度大社例祭神事（上げ馬神事）の安全な齋行について、多度大社御厨総代会において下記の通り細則を定めることとなりました。

この細則の定めるところにより、今後参拝者及び神事奉仕者と祭馬にとって安全な神事となることを期したく存じます。

① 自主警備の定義

多度大社例祭神事（上げ馬神事）の安全な齋行に向けて、奉納団体である御厨会議がその実質的な責任者であることから、神事の規模・参拝者数に応じた適切な警備体制が求められており、事故防止上必要とされる事項及び当日の参拝者からの照会事項について、自主警備員を配置し、御厨会議と連携し事故の予見とその対策にあたることとする。

② 任務の範囲（活動内容）

- I 参拝者の誘導
- II 事故防止に関する警備
- III 神事進行状況の把握
- IV 周辺の交通状況の把握
- V 御厨会議及び警察署その他自主警備員との連携

③ 人員配置表

上記任務を遂行するにあたり、下記の役職の者を自主警備員とする。

- ・祭典取締役
- ・馬場取締役
- ・監視委員
- ・進行役
- ・桑名市消防団多度方面団
- ・ガードマン
- ・神社雇員

④ 事故発生時の措置

発見者が馬場取締役を通じ、御厨会議に報告をする。

花馬区長はその内容につき、祭典警視場において即刻協議を行ない、警備本部に報告する。

その後、その結果につき、神社に報告を要する内容であれば、神社に報告する。

例 馬場内（上げ坂）の場合

発見者⇒馬場取締役⇒花馬区長⇒①祭典警視場（進行役）②警備本部③多度大社
馬繫場内の場合

発見者⇒監視委員長⇒花馬区長⇒①祭典警視場（進行役）②警備本部③多度大社
⇒花馬区長⇒監視委員長

境内の場合

発見者⇒①社務所②花馬区長③警備本部

事前対応について

- ① 広告媒体の活用
 - ・ 県内報道関係先への告知
 - ・ 情報誌、広報誌への情報提供
- ② 広報機関の活用
 - ・ 多度大社公式HPでの告知
- ③ 関係機関への要請
 - ・ 事故防止対策協議会での協議
 - ・ 警察署及び消防署、医療機関への派遣要請
- ④ 自主警備実施計画に基づく実地踏査
 - ・ 御厨会議での実地踏査を各区長を通じ、自主警備員に通達させる